經濟論叢

第七十一卷 第六號

社會政策定義考	岸	本多	英 太	良区	(1)
勞働組合組織に關する一考察 ‥‥	前	JIJ	嘉		(8)
日本社會政策史の分析視角	向	井	喜	典	(25)
「福祉國家」とイギリス勞働者階級の窮乏化					
	星	島		夫	(51)
失業給付額よりみた英國社會保障の一性格					
	人	見	嗣	郎	(69)

[昭和二十八年六月]

京都大學經濟學會

日本社会政策史の分析視角

――渡部教授の方法をめぐつて―

向 井 喜 典

最低賃銀制・社會保險等々一連の發展系列をもつ政策体系 ととは謂ふまでもない。 社會政策とは、現代社 ワ々一連の發展系列をもつ政策体系(所謂「蹶步」的政策として現象する)の 範疇規定である、「會の社會問題―勞働問題に對應する國家權力の具体的發動、就中、工場法・勞働組合法・

級對立==斗 然法則凵 れ **致**した結論を志向しているとはいえない。とはいえ、 はしかく簡單ではない。 來たつた「社會政策論 だが、それ(社會政策)の本質は如何に規定さるべきか・論理的構造は如何に把握さるべきか・については、 を資本制蓄積の絕對的一 等の發展に對抗する近代國家の政治支配安定化策といふ点に、 争 十九世紀: は、 これの正しい解明のための實豊かな成果を收めた。 般的法則=所謂「勞働者階級の窮乏化法則」として把握し、 中葉のドイッにこの概念が生誕して以來旣に一世紀、 **戦后の深刻な危機の進展、** 社會政策成立の必然的契機を求め、 階級斗争の發展を反映して展開さ なかでも、 然るに諸 これが必然化する階 資本制 家の見解は 生産の「自 未だ一 それ 問題

日本社會政策史の分析視角

二五

三九九

四〇〇

第六號

政策論こそは、 會政策に の本質を「資本 一一一 おける政治と經濟の これ 一の勞働 が 2成果の 当力價值 別連が、 論 **結晶であろう。** 牧奪に對 渝理 する國 一政 的 そこでは、 一家的 に明確化され、 手段による抑 社會政策成立 、と前逃せし 「人河內理論」 徊 緩和 めら Ø 必然的契機としての階 策」として規定された岸本英太郎 以來の經濟主義的な惡しき傳承は克服 級斗爭 'n 蒠 教 授社 社

劜

論

ľτ

經

烀

理

力~ , 5

治經

沙平 理論

~

ñ

怎

酌 鴎 によつて、 政策史の分析を要請する。 れなければなら 政策論 $\widehat{\sigma}$ 社 (本質論) (大河内教授「勞働保護立法の論型に就いて」・風早八十二氏「日本社會政策史」 加會政 计 謂ふまでもなく、 夫々その様態を異にする。 ίţ 《策の一般的抽象的な本質も決して真に正しく具体的に把握しえないこと謂ふまでもない。 夫々 な ற V |反省的契機としての社會政策史の意義がある。 ø それ 껪 の資本主義なり、 との 劜 は當然、 「歴史と論理」 社會科學としての社 だが、 國家構 それら夫々の特殊性に從つて各形態の社 0) 抽象的な「論理」 遄 相 互關係は、 (耀力) 會政策論にも、 なり、 これまでも多くの諸先學によつて幾 は常に具体的な「歴史」との照應に於て、 政治形態なり、 社會政策本質論の具体的 一等々) 蚁 は 階級斗 勿論、 會政策を具体的 爭 各國 0) の具 展 性 阋 格 肢 乏し 体的 か K ts ے د 展 把 り 握 開 て 0) 15 でせざる 檢 に祉 特 され 0) 語さ 沚 殊 會

本社 日本に 間 題 他 的 特殊 おけるそれ [政策史] 會政策論等」成果の、 (本質論 华 は (戦前) 形態論) (7) 般 存在形態の特殊性 的 の分析に於て、 の体系的展開として發表された同教授著 抽 一級的な社會政策本質論と如 かゝる意味における具体的展開は、 教授が特に强調されたところは、 絕對主義天皇 何に關はり合うかといふことであつた。 制 σ 論爭 闆 『祉會政 一類であつた。 ,成果の結晶たる岸本教授 政策主体としての國家權 策論 これが規定する日本社 に於て凝集した。 それ 三社 カの は 同書後篇 會政策論 間 日本 噲 糿 政 策史 0) 沚 Ø 就 會政 根

ねばならぬとの教授の 策史は日本資本主義社會史・日本における階級斗爭史を、 所信の具体化であると共に、 社會政策の「經濟理論」 日本政治史に絞り上げるといふ形にお の「政治經濟理論」 いてのみ書き上げ 0 ì 進によつて

はじめてなされえたものである。

もつことのできない場合具体的な政策は支配階級内部間の軋轢、 する一考察 よつて割切らんとする處に弱点がある」と眞向から對決される。 を指摘して、 授の分析 ところで、 (日本社會政策史の)に對する真正面からの批判が、 同書をめぐつて展開された幾つかの論評のなかで、 日本社會政策史の構造を、 |岸本英太郎「社會政策論」をめぐりて――」(本誌第七二条第二号所收)である。「階級斗争が決定的な力を かゝる觀点から分析すべ 最近あらはれた。 同じく政策主体の明確化といふ視角から、 ₹ その他によつて影響されることが少くない」こと 渡部教授は「岸本氏はそれを階級斗 渡部徹教授稿 「日本社 會政 争の 岸本教 火火に隅 みに

椫 うか。 力に自覺せしめざる限り、 は絕對主義政治支配を不安定ならしめない限り、 れた自己の奪還を圖る日本ブロ その發展の「保護者」として仰い 特殊後進的な日本ブ 力の 運不 如 果して、 何に政策主体を絶對主義天皇制 杰 な彈壓に曝され 日本社 ル 30 會政策更の具体的展別に當つて階級斗争はそれほど決定的な力をもつていなかつたので 3 どうして社會政策=「讓步」が必然化されるであらうか。 ァ てい 3) V 1 だ. たとばい タリアートの斗争が、 11 、農村の平封建的生産關係を權力の固有の物質的基礎とする絕對主義天皇制 資本制生產— (國家權力) とするとはいえ、 え それが、 更に、 蓄積の對極としての 「彈壓」のみでは政治支配の それ故、 經濟的には資本の剩余價值收奪を機構的 資本主義發展の政治的支柱としてのこの絕對主義 從つてまた、それが 深刻な鏡乏化からの自己解放を、「疎外」 安定確保が困難 集中的に表現する如 に攪乱 なることを標 政 治的 ž

Ħ

卷

四〇一

第七十一

二八

かゝ

の主要論点を系統的に檢討しつゝ、具体的な日本社會政策史の構造的「特殊性」と抽線的な社會政策本質論の 日本総對主義の社 らみ合いを、 それ故、 兩教授の見解の對立を正しく解決する途 日本政治經濟史の發展の過程において如何に理解すべきかにかゝつている。 一一一会政策の史的分析にあたつての最も基本的な問題であらう。 は 日本社會政策史をめぐる絕体主義と資本と勞働運 本稿は、 か そして亦、 トる視 角か これこそは、 5 渡 《部教授 との

諈 同番は昭和二五年、 日本評論社版

般性」との相互闘連性を考察せんとするものである。

(2)後編で具体的な社會政策史の上に實證的にこれを展開して体系化されている。 (これは社會政策の本質論)と、それに加えるに「形態論」いはば「各論」を扱い、 昭和二七年 有變附版。 **猶、**同害は「前編、 社會政策の本質と諸形態」に於て、 これまでの社館政策論の 兩者の論理的規定を以て「總論 はば

(4) ともに、 本誌第七二卷第二號所收、渡部氏論文、 六二頁。

な最大限度ばかりでなく、 制大工業の誕生以來「資本は、 その純肉体的な限度をも乘越えた。」この勞働日の反自然的、肉体銷磨的な延 剰余勞働を求めるその無制限の盲目的衝動のゆえに、 たゞに勞働日 挺 Ø) に對する 道

階級が **準**勞働日を口授することを余儀なくさせる。」かくて工場法が成立する。 一勞働 !者階級のだんだんと增大する反抗は國家をして、勞働日を强力に短縮し、且つ何よりも先づ本來的 「資本から奪つた最初の讓步」である。こゝに社會政策史がはじまる。 それは内容的には貧弱であるが、 ▽ ル クスのこの古典的論 エ 場 勞 理 ĸ は 働 標

?な日本社會政策史に於て如何に展開したか。

日本工場法成立過程の構造を渡部教授は次の如く述べられる。

そが、努飾者階級の自主性を抑懸した上で、資本の反對にも拘らず、工場法を制定せしめた根因である。』 ではなく、勞働運動と絕對主義との關係と運動發展の可能性に對する絕對主義支配層の絕大な恐怖にもとづいている。とれこ ん爲に、絕對主義官僚が勞働力の喰價しを強調したとも述べられているー引用者)工場法の制定は資本對勞働者の斗爭の結果 んとするにあつた。(固有の物質的基礎たる農村の半封建的生産關係が資本の勞勵力給源開拓によつて帰崩されるの を防遏せ 『方法論としては第一に工場法は絕對主義の立場において立案され、……その意味は絕對主義の固有の物質的基礎を維持せ

と。(前掲五六頁)

は 故 との論理。 産ではない。 給源開拓により浸蝕されるのを防遏すべく絕對主義の立場から立案された工場法。 こゝで三つの問題が提起される。 資本は工場法に徹頭徹屋反對した。 運動發展の可能性を絕大に恐怖した絕對主義支配層は、 Ħ 本工場法は絕對主義天皇制の獨自の立場から「上から」欽定されたものであるとの結論が導かれざるをえな こゝでも、社會政策成立にあたつての 階級斗爭—勞働運動]の決定意義は完全に否 定される。 との論理。曰、こうして一遍否定しておいた階級斗争の決定的意義を絕對主義對勞働運動として持出 (-)その反對をも押切つて絕對主義は工場法を制定した。 絕對主義の固有の物質的基礎たる農村の半封建的生産關 勞働者階級の自主性を抑壓した上で工場法を制定した 從つて工場法は勞資の斗爭 との論理。 係が資本の勞働 あ所 力

い。そして、それが氏の結論である。これらは果して正しいか?

ゆかう。 では果して、 明治絶對主義官僚は如何なる立場から工場法成立の要を張調したか。我々はこの問題から考察して

徹底せる日本型(工場法論) の体現者」とされる 金子堅太郎氏は 明治二十九年十月の第一 回農商工高等會議

日本社會政策史の分析視角

二九

四〇三

起べてヨハ

ず十年の後には蹉跌を來し頓挫を來しはせぬかと思ひます。』(原文は片假名。) 利益に迷つて工業の發達を顧みずしてやつたならば、五年か十年の後には、日本の大事の原動力たる工業人種が弱くなる。必 て居る工女工男も矢張り人間で、それだけの空氣も吸はなければならぬ。又、休むこともしなければならぬ、若し之を一時の までも工業を競選させて倍々資本を大きくし加ふるに工業者を遊成し、工業國として亞細亜は勿論、宇内に競爭する位の考を ・唯私は眼中には國家あるもので、此國家と云ふものを論じますれば、此日本は工業國である、又工業を以て立國の基礎とす 『私は徒らに慈善家の唱へ宗教家の稱へる工女工男の無制限の方とか或は偏頗的の方とから辯ずると言ふ論ではな 日本の將來は成立たないと云ふ論者である。故に工業を萎縮すると云ふ事は、眼中に無きのみならず、どこ

り、 ける勞働政策は兵力保護であることは謂ふまでもない。かゝる見地よりの富國强兵的「職工保護」が如何なる場 ځ 障害を蒙るのみならず、國防上亦恐るべき結果を生ずることなしとせず』と訴える。 貫して工場法案賛成論者として衝斗せられた添田壽一博士他、多くの絕對主義官僚の言動に見られるところでもあ にも常に「工業主の利益」と抱合してのみ弧調されていることは特に注意すべきであらう。 氏の所謂國家的見地とは、風早八十二氏も述べられる如く、明らかに軍事的國防的見地であり、 永く明治政府の勞働政策立案の骨子をなした。 因みに明治三十五年の「工場調査要領」も それは、 『獨り工業上署大なる この見地 同會議以來 j.

おける地理的地位の特殊な便宜によつて資本主義 て勞働者狀態に好ましからぬ影響を與えたことを率直大胆に承認した時、當然提起さるべき方向であつた。 この「國防―内治的見地と産業的見地との抱合」としての「職工保護」思想こそは、 部は代位し一部は補完した絕對主義天皇制(官僚)が、日本に於ける資本の急激な再生産過程がその半面に於 (後にはすでに帝國主義にまで成長した資本主義) 軍事的勢力の獨占と極 0) 利益 と侵略 これは の欲

步上策 働力給 「治安維 源 (後に、 汧 持上 拓 としての社會= 明治四十四年の「工場法」に結實する。 よる農村 の 华 對 勞働運動 建 的生 三產關 一彈壓」 係 (絕對主義天皇制の固有の物質的基礎) 策 ب (明治三十三年「治安警察法」) との結合として發現する。 それ故、 と「富國强兵的職工保護 の浸蝕 渡部教授の所謂、 の防遏策なる 意 味 賌 Į, 衤 Ö 明 勞 治 讓

心對主

工義官僚

0

Í

場

法思

想

K

於

いては決

Ĺ

て決定的

意義を有たなかつた、

と言はざるをえない

ので

は

*t*s.

かろう

認する 的、 過、 1:1 プ なす 絕 71. 剩、 えず人口 3> 一家計 州人口とし ための 3 7 ろ i 補充的 32 から 農、 村、 『充分な理由』 1 て農村に潜在化せしめていたのである。気材の半封建的地主的收奪こそが、農民の 滅 Ó 相 いするという豫想によつては、……その實踐的運動において少しも規定されるものでは 出稼勞働」) 互規 定的 收取關 を有する資本は、 なる範疇が構築される。 係 0) 丈 15° I ル 農民の階級分化を促進し、 の裏に他ならない。 ~ ル そしてまたこれこそは、 クスも述べる如く― ے د k 明治期勞働關係 かくて「自己の 人類が将來において頽敗するとか、 常に都市工業へ 絕對主義天皇制が の極端な原生 周 尳 0) 勞働 的性 の 流 含世代 立脚する 格 出 0 口 現 を求 讆 0) た い。 し。 治害惱 的 ъ 地 る 基 結局 を否 主 盤 植、 չ を 對、

惡風 囱 く ら 任の 6 添田氏等々) (体鎖 つなか それ 揺 「負擔を回避したのである。 っつた。 故 廖 K 菂 0) 냂 | 勞働諸 原 **| 國家自衞上の職工保護をあくまでも資本家の慈惠心に訴えて實現せんとの絕對主義官僚** の悲願は、 図で ゴされ、 早激な確 6.狀態が あるとさえ主張され (庇島万兵衛) 立過程を急 常に「一々御尤ト拜承仕り銀ネマ 、 續々展開されていつた。 半封 工場勞働制が V でい 建的 (幽琢磨) 地 た日本産業資本は、 主制下の鏡乏農民の生活水準が非常に屢々 道徳的堕落の 續け た反面、 ス」(澁澤榮一氏)との資本の頑强な反對 それが許され 原因であるのではなく、 身分的 な勞働關係にもとづく勞働 る限り、 僅少な負擔をも恐れ、 勞働者狀態 反つて家庭の 日 に迎 えられね の良好 . の 無 反 (前記せる金子氏 爲 自然的 生 を 立. 力。 誇すべ による ゝる賷 延長 ば な

第七十

绺

四〇五

三十年後半だけでも、 業の勞働者を基軸に一つの獨立的 『する組織的反撃は敢然と展開された。勞働爭議・同盟龍工の激發 清戦争を通して産業資本が本格的確立過程に入り、 三十二件・三、五一七人。 ・獨自的な階級にまで成長すると共に、 まさに客前である! 勞働者階級が軍事産業・ ――明治二十九年より三十年へと益 「同盟能工は質に必要に迫られたるものな この「苦痛の蛇」(「この原生的勞働狀態」) 金屬工業・ 機械工業・ 鐵道 々激化し、 等重工

ŋ_o これ 本最 三十年「六合難誌」) 斗争を通じて組織的結集へ。明治三十年七月五日「勞働組合期成會」成立。 見よ、今迄十中八九迄は、 に對應して進步的インテリゲンチでも「社會主義研究會」に結集 前後して活版工の紐合「懇話會」が、組織された。此年(三一年)争議件數は四三件、参加人員は六、二九三人。 《初の近代的勞働組合たる「鐵工組合」が組織され(三〇年十1月1日)、翌三十一年二月勞働組合日鐵「矯正 其の要求は容れられたり。之れ、其の要求の正當なる爲ならずや。」 (安部磯雄・村井知至等―同年十月) した。 同會指導により日 會

K • の痰止による集會・結社 オ 17 ーがは、 ゝる階級對立==階級斗爭の激化・發展を前に、天皇制政治支配の安定確保を急務とした支配階級及びそのイデ 工の 社會政策學會の創立(明治二九年)・ 쁧商工高等會議官制公布と同會議設立(共に明治二九年)と同會議 取 綿 及保護に關する件」の政府諮問 ・多衆運動の取締緩和 (明治三十一年)といふ方向に危機回避の途を見出した。 (既に述べた第一回會議は、 これを討議したもの)・及び 保安條 、戦術的後退及び保安條例

正案」を作成して工場法制定要求運動に乘出した。 くて「職工保護」 ίţ 明治三十一年頃より「勞働組合期成會」を中心に、原則的には政府の立法理山に賛成し、且つ獨自の =工場法案が農商工高等會議に諮問せられた當時旣に組織的に成長しつゝあつたプロ 高まりゆく勞働争議・同盟能工の波のなかに展開された屢々 v

絕對主義

|國家權力がはじめて僅かばかりでも「後退」したのである。

警察法」 **叉他、** 年の第三回 社會運動 日の目を見えなくされる。まさに意外であらう。だが、この同じ議會 を議會に出さざりしこと之なり。」(片山前仝-傍點は引用者)折角議會上程の運びとなつた工場法案が、こうして亦 めなかつた。 する低廉な婦人幼少年勞働力への人狼的渴望を資本が斷念したのではなかつた。 を可決せり。」 一二年末より三十三年にかけての勞働争議の退潮を反映して權力が立直りはじめたのである。 の意外起れり。 變止 が提出され、 勞働運動の彈壓にとつてかわられた根因はこゝにある。 農商工高等會議は工場法案を可決せり。 (工場法制定要求の) 元による集會結社多衆運動の取締緩和が、 深刻な政治的・經濟的勞働不安の前に、 (資本の猛烈な工場法反對論による影響は、 (片山潜「日本の勞働運動」岩波文庫版五二頁ー傍點は引用者)だが、 満場一致協賛されたことを知れば、 -片山潛は言う―― と陳情委員による農商工高等會議全議員の陳情訪問。 - 失は政府が何等の理山もなしに農商工高等會議の決議、安の前に、天皇傠權力が動搖したのである。ところが 而かも修正を加へ法案適用の範圍を擴め、職工證を廢止して之 いふまでもないが 越えて三十三年三月 たゞの意外さだけでないことが明らかであらう。 政府が工場法案を議會に上程しなかつた原 (明治三十三年の) の山縣内閣による 半封建的土地 資本は工場法案 かくて「意外にも に團結禁止立法たる「治安 所有制から不斷 「治安警察法」 明治三十一年 を握り潰して、 反對論を決して緩 「此の意外に 明治三 Ó 之

ものになり、 o) 面に 治安警察法の暴威のもと、 「護歩」 った 大衆は未組織 いても関 0 要を 結 未教育のまゝに取殘され孤立分散的な斗爭を續けた。 結社の自由 いささかも感ぜしめ 組合・ [を完全に剝奪された勞働者運動は、 政黨 (伊藤政友會內閣による「社會民主覧」結社禁止─明治三十四年五月。等々。) な いのは當然である。 - 噫勞働者の强請するまで工 少數先驅者の英雄 かく ては、 彈 的 脈 0) 動を中心とした 場法 隙 制 П 筵 (を與

四〇七

れざるべき乎」(片山蕎・前全)

働强化 家經濟を危殆ならしむるものなり」と呼號して、政府の說得・泣訴もものかはと、 規定の如きは「是れ紡績業者の衰亡を來す所以なるのみならず、國際貿易上至大の影響を蒙ると共に、 、八五五人といふ未曾有の規模に達した。この危機の進展を前に政治支配の安定確保を圖るために、 大宗として婦人・ 法案發表せられるや、 明治四十二年十月、工場法案(明治三十五年案に準據せる) 己のブロレ たな階級對立=斗争の發展・激化 かくて一時その姿を消したかに見えた工場法問題は、 イン ファレ 明 ·アートに對する支配形態の部分的修正=形態變化を行わざるをえなからしめられ、 、治三十九年 「日本社會黨」結成。 幼少年勞働力の極端な原生的搾取の上に君臨していた綿絲紡績業者は、 1 ション・ 絕對主義官僚と資本との 「正面衝突」 はまたも激しく展開された。殊に、 増税と共に農民及び勞働者階級の窮乏化を更に激化し、 (治安警察法第十七條を基軸とせる絕對主義的彈壓体系の動搖) 殊に四十年の職后恐慌を契機としての反自然的收奪は、 を發表し、同年末の第二十六議會に提出することとなつた。 日露職争を通しての資本の集中・集積の進展に對應する新 極力反抗を續け、 **勞働爭** 法案における徹夜業禁止 と共に、再び現 議五七件 當時輸出工業の こゝに政府 遂に政府工 絕對主義は自 延いては國 加 和[人員九 踵ぐ券

回大會 澤榮一氏に代表される獨占資本は、 日は尚ほ早いと申さぬで宜しからうと思ふ。 深刻化した政治的・ (明治四十年末) 席上、一今日に於て工場法が尚は早いか或は最早宜しいかと云ふ問題におきましては、私は今 經濟的な勞働不安を前に資本はなおもかく頑迷固陋であつたとはいえ、 既に遛勢を洞察していた。 ……けれども前に中す通り総て之を施行しますには成るべく實際と相 危機の進展を前に急遽開催された社會政策學 明治財界の大御所鑑

法案を議會から徹

回

せしめた

あらはれ、 本政策史」一四一頁)とはいえ、 定反對論)者として一貫し來たつた澁澤のこの轉換。 迄それ(工場法)・の質質的効果=産業負擔を減殺せしめて議會に上程せねねばならぬと痛感し、明治四十三年 勞働運動の發展昂揚を去勢すべく、なんとしてでも工場法を成立せしめる為には、資本の妥協―讓步可能な限度に 適合することを希望いたすのであります。」と述べた澁澤は、前記第二十六議會での 「正面衝突」 を眼にするや、 ではない。 形態に他ならなかつた。「當時國家十年の大計により獨占化確立の步を急ぎつゝあつたわが國産業資本は、 **蓬調茶會の法案審査委員長に就任し、工場法問題の局に當つた。第一回農商工高等會讓以來頑强な反對論(工場** (工場法制定)を轉じて稿(中小企業に對する制定期)となすことに、事態解決の途を發見したのである。」(風早氏「日 明治四 それが、 [十三年以降の所謂「轉換」として展開されたのである。こゝに資本の魂の躍然たるものを見出さ 社會政策學會第一回大會に於ける澁澤の「今となつては……だがしかし……」なる發言として 如何に獨占資本にとつても工場法制定の住む過重な産業負坦は決して 好ましいもの これこそ 危機の深刻さを明敏に感知した日本獨占資本の 寧ろ禍 自ら生

主義的 ることが絕對必要となつた。此 は争議十件・二九三七名參加、 遊事件」を契機としての理不整な社會主義者懺滅策にも拘らず、決して勞働運動の昂揚は抑止しえない。 十四年と再び激化した。 明治四十二年、 (直接行動主義 一時急激な退潮 (アナルコ・サンジカリズム)的に尖鏡化し、「赤旗事件」「大道事件」等々として激發した。 だが、 の件 團結糠なき日本勞働者階級の悲劇は、斗爭の發展と共に、屢々、素朴な革命的 四十四年二十二件・二一○○名參加。こゝに「鞭」は適宜な「飴」によつて補われ (争議件數一一件・参加三一○名—室前の退潮ノ) を見せた勞働運動 (明治四十四年) 再び議會(第二十七議會) に上程された工場法案は遂に可決され 兀 四十三年 一大

ざるをえない。

第七十一卷

四〇九

四一〇

三六

他ならなかつたのであらう。 る 明治四十四年三月、 それ 澁澤の努力によることもさることながら、 それ 、は側定公布の運びに至つた。かの頭迷固陋なる日本ブルジョアジーも遂に譲步したのであ 募り募つた勞働不安の累積を前にしては、 余儀なき對應に

想防止法案に關する質问暫」に徴しても明らかである。(信夫清三郎著「大正政治史」第一卷 強辯ではなかろう。 と直接の關係はないが、同じ觀會が工場法案をも亦危險思想を防止する一手段と考えて通過せしめたと考えるも、 當時 ブルジョアジーが階級對立=斗爭の激化を如何に恐れたかは、同じ第二十七議會に村松恒一郎が提出した「危険思 (岸本教授「社會政策論」! 〇四頁參照) 一二六頁參照) これは工場法 あながち

主性を抑壓した上で、 ……絶對主義支配層の勞働運動發展の可能性についての絶大な恐怖にもとづいている。これこそが勞働者階級の自 こゝで問題を元に歸さう。渡部教授の言はれる如く、日本工場法の成立は「資本對勞働者の斗争の結果ではなく 資本の猛烈な反對にも拘らず工場法を制定せしめた根因である」 (前搦誌五六一七頁) かどう

か ?

變化であり、 たのである。 に昂まつたところで資本が言を左右にしてその責任を回避し負擔に反對を續けていた限り、 勞働者階級がこの桎梏に打挫じかれていた限り、 法の要請と治安警察法の制定として發現し、 資本と激しい正面衝突を續けた。國防——內治的見地と產業的見地との抱合の上に立つ明治官府の勞働政策は、 たしかに政治支配の危機を痛感した絶對主義は、幾度か自己のイニシャヴによつて工場法を成立せしめんと闘り、 まことに日本工場法は、 この危機 ---それ自体、經經的には資本の剩余價值收奪に對する機構的攪乱であつた! 新たな階級支配の危機に對應する絕對主義の對フロ 後者は日本勞働運動をその黎明期より深刻な危機に陥れ 工場法案は決して議會に上提されなかつたし、 V 決して可 タリア 運動が現實 ı 決され ト支配の形態 ていた。 に對應して、 的 だが 工場 脅威 かゝ 9

資本が不承不承乍らも「戰術的後退」を余儀なからしめられた時に、 はじめて成立したのである。

工場法は 獨占資本・金融資本が急速に覇を進め、 その環境の中で、 明治四十四年成立したることを、想起せよ!) これが議會內外におけるブルジ ョア政治勢力の拾頭に反映したこと。

葉で表現した。こゝでは更に、所謂「資本間の争い」なる問題も、 ことは否まな て譲歩せしめたのか?私はこれを、「勞働運動の發展による資本の剩余價値收奪の機構的攪乱に對する不安」、なる言 もたらす産業負擔を決して甘受するものでないことは、 教授はこの事情を、 (前全五七頁) 教授の迷妄はもはや明らかであらう。 これ 工場法制定が巨大資本獨占資本が中小の産業資本に對す制覇の制度的槓杆としての史的役割を演ずる だが、 は 階級斗争の激化とは無關係に 既に檢討して來た教授の基本的見解と若干齟齬するやうであるが、 如 何に獨占資本と雖も、 勿論渡部教授も、 標準勞働日の確定を基軸としたこの「勞働保護」立法 「資本間の争い」なる契機のなかのみから説明しやうとされる。 それ以上に明らかである。とすれば、 この資本の「讓步」を否定されたのでは 深刻な勞働不安との關連、 それは暫くおくとして。 果して何が資本をし この危機 に對する夫 から .必然的

當然というべきであらう。 に失敗された渡部教授が、 の制約もあるので、 教授の場合、 天皇制は資本とさえ敵對していたのである。 こゝでは再言しないことにする。先に工場法制定をめぐる勞働運動の構造と性格の把握に完全 こゝで資本の「讓步」==職術的後退の真意を正しく理解されえなかつたのは、 これは、敦授の絕對主義天皇制につ いての把握 これは、 改めて後に扱う。 0 欠陷が必然的 に導 いた誤謬に他ならな

後の澁澤

氏の工場法制定への動向に關說した際、

具体的な歴史の展開に即して一

應明らかにして

おい

*†*_

紙

まことに

明治四十年

々の資本の對應形態の種々相とその限りでの矛盾に過ぎないことを强調しておき度い。これは旣に、

日本社會政策史の分析視角

第七十一卷

四一

四

第六號

を見るべきであらう。 級對立=-斗爭の激化を見る迄、施行されなかつたのである。 (大正五年施行) こゝに日本絕對主義の社會政策の基調 ^ る微溫的な工場法すらが、第一次大職を通しての重工業を中心とせる獨占資本の本格的確立に照應する新たな階 それはともあれ、かくて成立した工場法は、識者をして「職工に對して貧民救助規定を改正したりと言うを適當 (森莊三郎博士)と嘆ぜしむる迄に質質的効果を減殺したものであつたことは、謂う迄もない。しかも、

危険性を内包していることを想起せよ。 (2) これが「大河内 風早氏前掲一二一頁より引用。(6) 回農商工高等會議議事錄」一三二―四頁―風早氏前掲書 一二一頁より引用。 二六一七頁。 (10) 平野義太郎氏著「日本資本主義社會の機構」二一八頁より引用。 これが「大河内理論」工場法論における「上から」の政策といふ論理=經濟主義的誤謬に 轉落する 資本論第一卷 長谷郎氏邦譯 日本評論社版 四四〇頁。 ③ 風早八十二氏著「日本社會政策史」(日本評論社版)一二〇頁。 (5)·明治三五年「工場調査要領」五七頁— (8**)** (9) ともに風 早氏前掲

Ξ

禁止立法たる「治安警察法」の暴威は、 **働組合期成會」であつたこと・これの指導のもとに「鐵工組合」等々近代勞働組合が續々組織されたこと・最初の勞働者政黨たり** 獲得のための斗爭は、 重要な要因は、勞働者階級の抗爭力、從つてこれを促進する團結==龍業權の獲得である。それ故、團結權==龍業權 し「社會民主黨」がその行動綱領に、 既に明らかにした如く、社會政策が階級斗争の必然的産物である限り、勞働者階級の社會政策獲得において最も 我が國に於ても産業革命の眞只中に生れ、激化して行つた。 「勞働組合法の制定」「治安警察法の撤廢」を掲げていたこと等を想起せよ!) 資本の勞働團結否認と共に、これを徹底的に彈壓しつべけ、 (我國最初の近代的勞働團体が 問題の本格化 だが團結

は 第一次大戰末期よりの勞働運動の發展昂揚を俟たねばならなかつた。

大戰末期よりの勞働組合運動の急激な發展・昂揚に對する對策として勞働組合法問題は登場した。それは、

渡部

教授も認められる。だが、この見地を押進めて岸本教授が

己防衛に全力を注がざるを得なくなると共に、瓮々勞働組合の確立、そのための勞働組合法法認や最低賃銀制獲得の必要を痛感 。それに向つて強力に運動を展開するに至つた。こゝに勞働組合法問題が登場した。』(「社會政策論」二三九頁) とされる

(大正九年の戰後恐慌一筆者註)後勞資の攻勢は逆轉し、やつと組織に結集しはじめたばかりの我國の組織勞働者は自

時、眞向から反對されて曰く。

していないのである。』(渡部氏・前掲五七頁)と。 『事實に忠實に勞働組合法制定過程をみるならば、當時の組合運動は農商務省案案にしろ內務省案にしろこれを殆ど問題には

はともかく 更に、組合法制定による勞働者階級の團結は必然的に資本に産業負擔を課するものなるゆえ、巨大資本にとつて

として、工場法の分析に於てなされたと同じく、「資本間の争い」といふ見地を、こゝでも特に强調される。 『産業資本家、とりわけ中小の企業家が一貫して組合法制定に對して頑強な反對をした原因がこゝにある。』(前掲五七頁)

省案・内務省案として)發表されたといふことになる。では、 かくて、円勢働者階級も求めていない、日資本も頑強に反對したにも拘らず、 勞働組合法案が大正九年(農商務 教授の場合、 最初の組合法案(大正九年のそれ) の登場

O)

?理由はどこに求められるか。曰く。

會觀が見逃されてはならない。……とくに日本政府が内には強いが外に至つて弱いことを考慮すれば、組合法制定に及ぼした 『以上の諸條件の中で政府をして組合法案の立案を促進したものとしてヴェルサイユ平和條約並びにそれにもとづく國際勞働

日本社會政策史の分析視角

四一三 第六號

四

珂

力は充分認められなければならぬであらう。 』 (五八頁) ځ

₹) 何 條としての内的矛盾 カ=-外的矛盾は決してそれ獨自で歴史發展の推進力たりえないことは、 ぼした大きな影響を充全に評價するに些かも吝さかではない。 に促進したかにこそ、 我々と雖も、 ㅁ v ŋ 'n アルト ゖ゙ л. の態度を把握された教授が、 間 -階級對立---斗爭 **₩** 7 |題把握の鍵はやどつている。 ユ平和條約とそれにもとづく國際勞働會議が、 ――の自己運動=展開と如何にかゝわり合つたか。それの激化、 こゝで問題をかゝる方向に正しく解され得なかつたのは、 然し、 とはいへ、如何にそれが絶大であらうとも、 先に見た如くに、 謂うまでもない。 後進資本主義國日本の勞働立法 勞働組合法 それが、 問題 に對するブル 發展の基本的 發展 ቃ ₹" 的账 を VC

本間 箏の激化に對應してこれを「秩序の埒内に保た」しむべく戰術的に後退したとは解されることなく──ひたすら「資 更にこれは、 のの争 い」のなかにのみその必然性を探求されやうとした渡部教授にして、 第二十七議會における工場法案協賛の理由・とくにブルジョ アジ まことに當然の認論であらう。 〕 の 「妥協」の事情を 階級 4

ことに當然とい

ふべきであらう。

ま 7

70

こゝでしばらく具体的な歷史の展開に立歸る。

ı, ŋ 次世界大戰を通して重工業を中心に本格的に確立した我國獨占資本主義の發展は、 17 ァ ĺ の質量的發展を著しく促進し、 大衆的基盤の上に復活・昂揚した勞働運動の激化 これに照應せる近代的 は 米騒動 0 ブ

翌年たる大正八年を、

我國勞働運動史上劃期的な年とした。

的 當時 方針を一 殆 ど唯 擲して、 一の券 その名も「大日本勞働總同盟友愛會」 、働者組織であつた「友愛會」は此年八月の創立七周年大會で、 (翌年の大會で更に「日本勞働總同盟」と) 從來の反社會主義的 改 稱 勞資 協調

争

確立、 的 <u>†</u>_ 六三一三七名と昂まりゆく大争議やスト る全國 以下二十項目の主張が、 菂 組 合となつた。 勞働非 斗 爭 ·目標として 商品の原則、 ・ライ 掲げら + -1)-れた。 ボ 勞働 夕 1 大正七 37 組 _7. 合の自由 O を随所々 疟 Ò [70] 々 _ -E K 幼年 於て、 件 六六四五 勞 この要 働 0 髲 水は絶 七名。 ĩĘ 뗃 八 Ш され 昆 伴 0) 低賃 四 九 銀 -ti

發達に委するを可とすること、二、治安警察法第十七條第一號は之を削 D 亟 淮 展 を察 0 再 檢 (知するに明敏な絶對主義は、 罰 沱 乘出 ī 7 ιŠ たが、 政 府 諮 旣に大正 捐 に答えて 七年 同 六月內務省内に救済事業調 會 か 大正八年二 除すること」 一月、「」、 と決議し 查、 勞働組合い なる たこと 諮問 Ĺ は、之・ 機 關 後 を 0) 政 府 Ó,

勞働組 また、 合 大戦を通しての巨大な資本蓄積 、法案の構想を準備したものとして注目されねばならな . 厖大な戦 時 超過利 涸 に飽減 し物心ともに 余裕をもつた 日本 ブ ル :>

7

:)

かに の述べられるとは反對に、產業資本・中小企業とても決してこの邊勢の頑强な反對者でなかつたことはと「鞭」)へと勞働對策を進化せしめ、 資本の立場に於ても勞働 組合法の制定が唱導せられた。 しかも 危機がそこまで切迫していたのだ。 P 進 汇 この危機の進展を前に、 他 · E こる横 は 地 方ブブル これを立證する。 斷主義的 ジ ョ にな勞働 7 . ₹ 舊來の頑迷固陋な一 組 の據点たる東京實業組合連合會や大阪工業會などの大正八年 合 勿論勞働團結による産業負擔は決して資本の好ましとするところで 殊に大阪工業會の如きは、 上法の 制 定をさえ唱 面的 導 して 制壓主義から、 ١v 政 t 府 構 想の縦断 產業平和質 主義的 現 のための財面 傾向を批難 末 の組 į 的 震 それ は 合 步 强 *7*c 法 \pm 制 調 渡 部教授 さるべ 定 だが 唱 導

ኑ ンで開 かれたの が 「國際勞働會議」 鄕 回 會議である。 (大正八年十月)

ill 血會議 に於て「工業的 企業に . 於ける勞働時間を一日八時 順 1 週四 一八時 間に 쒜 限する條約 っ 般 則

24

__

 \pm

四一六

本ブロ 働問題」に闘する限り、 され で 等の支援に 可 沙, 3べき力强い契機となつたことは否むべからざる事實であるとしても、渡部教授の言はれるとは反對に、こと「勞 た 國際的 にも拘らず。 ņ ŋ. 依 反對 ッ. ア 1 したことは、 5 トにとつて、「無制限横蹶組合法制定」と共に基本的要求であり、昂揚せる斗爭の Ħ (オランダ・ベルギーイタリア等々の各國勞働代表による猛烈なる反對) 本の政 勿論、 日本政府は内にも强く外にも强かつたことを、 此會議が特殊後進國日本の政府 國際勞働法史上著名な事實である。 府代表・傭主代表が力づくで、 日本に關しては變更せしむべく强 ・官僚・資本家に「新知見」を與え、 しかもこの「八時間勞働制實施」こそは、 前記事質は示すものでなからうが。 を押切つて、 制 (遂に、 危機意識 イギ 随所々 ÿ 五六聚對六票 ス 當時 府 々に絶叫 勞働 府代 ...の日

合法案

の立案に關しても全く同じことが言はれるであらう。

ある。 4 ど暴力團の育成を想起せよく)峻嚴な官憲の彈壓。 による普選運動 じて戦斗化されて來た勞働者階級のこの昂揚の絕頂に於て、 第十七條撤廢の要求は、「普選要求」 の焦点を向けざるをえなかつた。 大正九年になると共に、 相踵ぐ勞働強化、 勞働運 賃銀切下げ、 動の理不盡な彈壓。三月にはじまつた戰後恐慌を契機とせる勞資の攻勢の 勞働組合運動は更に激化する。 だ. の勞働者大會等に於てさえ常に高々と揚げられた。 人員整理。 この危機に直 組合運動の要求事項も以前とは逆に、賃銀引下げ反對・ あらゆる直接的暴力をふるつての組合運動切崩し。 |面するも勞働者階級は決して理不盡な桎梏に完全に 園結權獲得—無制限横斷組合法制定の要求 だが危機は到來した。此年二月末以來の原政友會內閣 大正八年以來の斗 逆 呼 治安警察法 (「國粹會」 馘首反對 がこれ し打挫が 爭 を通 な ĸ で

綇

マと勞働

|組合の設立に結集した。

(大正八年一八七組合--九年二七三組合) 殊に此年五月、

我國最初のメーデ

í

が

終

の必要を痛感

れたのではない。

「總同盟」

は盆々斗

、爭的性格を强め、

組織勞働者は組合の共同斗争と戰線の統一

轉化し 勞働 働 ļ のとしてこゝに登場した。 よ適宜な「飴」に 制 階 굶 質施 防止 たのである。 一級の 杰 Ťc 彈壓 力によつて行 石の組織 最低賃銀 最低賃銀 切崩 それ故、 4年に對して、 よって補强されねばならない。 法 法 L どる 制定 制定 ú れ 產 を 拘らず、 兩法案は夫々その内容に於て 既に可能性として胚胎していた勞働政策再檢討の要 東 不京では 業 大阪で これを法認するかに見せかけて質は取締らんとしたものなることは 管理 遼原の火の如く蔓延する 權 让 (十五勞働閣体と社會主義者合計) の要求を、 (十四勞働團体) 「內務省勞働組合法案」「農商務省勞働組合法案」 夫々要求決議し共同 五千名が、 「進化」 「保守」 一赤い 炎し 冶警 輿が 「斗爭を行つたことは、銘記すべきである。 十七 d) はやこれを放置出 條撤廢 の色彩の種差を有つ 結集し、 く請は、 治定警 **鳳**体交渉 ے ۲ ĸ 섫 來 種の はじ 法第 ない。 Ł は め THE + ıţ 7 認 しょ 鞭 +: 現實 條 ינל O 高 侳 は 撤 > 時 る

ÌЙ 腇

强、 向上會等が、 内務省案に 現 末**勞働**者大會を開いて、「產業民主の徹底せる勞働組合法の制定」を決議し、 存する勞働 、反對は、 働 **断者的** 反對した。 本 本來の「勞働團結」 組 能 "自由にして公正なる勞働組合法の制定」を決議している。等 合と の 前 ĸ 何等 更に七月中旬大阪で開かれた失業問題聯合大會で、 この偽瞞は直ちに看破され の交渉を有せざる勞働組合法の制定に反對す」の宣言を發し、 | 權の法認の强い要求に他ならなかつたのである。 た。 早くも此作六月、 づや。 友愛會·關西鐵工 東京地方の勞働組 治安警察法第十七條 政府組合法定 こゝでも渡部教授 神戸 案、 に、 組 ,勞働組 合同 對、 合 当する勞働 1 · 大阪 の撤 盟會は、 合連 の 廢 合 ※を要求: 者、 園も エ 組 푬 級、 合 入 月 は

ない

りゆく勞働

割うま

ē

* iz.

h 阗 医給權 獲得をめぐ うて 絕對主義 畓 本 と 激 じく 柏 對峙 l た組 織勞働 者 6 긔. ・ 年のう Ś **/**/_ ₽́ 4 爭 から 熾 あ

七十一

栄

四

七

第六號

1/1

歴史に

よつて否定されざるをえな

第七十二

総

四一八

第六號

級の焦燥的急進化としてあらはれた。情熱的、戰斗的ではあるが經濟主義的な直接行動主義(『革命的』サ ばあるだけ、 7 JL. コ 悲劇的 1) ۔ ئ |轉機は到來しつゝあつた。それは、 ンカリ ズムへと斗爭は急旋回し、 大杉榮等の影響によつて信友會・ 理不盡な彈壓により「合法斗爭」の限 正進會など東京地 界を感知し シジ た勞働者階 方 カリズム)

侚化は、 工組合を中心に、 。の組合運動は農商務省案にしろ內務省案にしろこれを殆ど問題にはしていない。』 既に大正九年夏頃より東京に於て最も急速であつた。 **全國にひろがつて行つた。** 直接行動派と議會主義派の對立。 ・ブ . 꺄. w 0) ᅪ 争。 前 者の支配 ED 的 個

放」誌第二卷第七號 (大正九年七月號)は、 として渡部教授が引證され

すれ ば その迷妄また思半ばを過ぎるものがあちう。

の確保に對して著しく消極的となり、 勢が避いた眞只中にあつても、 「断乎たる勇氣と有効なる戰術」とによつて一舉に新社會の建設を企圖しやうと する方向に その後この傾向が遼原の火の如く全國に支配的 大正十年の第二回メーデーの要求決議と、それを契機としての約二ケ月間 國際勞働會議に對してすらも積極的な關心を拂うことなく、 となり、 合法議會主義や勞働組合法の獲 勞働 得や團 ひたすら 組 合運 結|| の)實力行 阪 動 郶 神 0) 大 봬

支配化 方約四 た。このことは、 Т 場 にと共に、 7 |委員會制度實施を掲げて 斗つたことより明らか 件のストライキのうち三十五件までが、その主要要求事項として、關体交渉權確認 必 特に注意しなければならない。だがそれも、 一然的に消滅の途をたどらなければならなかつた。 な如く、 此年末から結頭した「廟体交渉權返上論」の **烤働者階級の社會政策獲得** 恐るべき職術的誤謬!まさに悲劇的轉機と云う Ø ·横斷組 熱意 は 合加入の自 だ残 つて Ħ

べきであらう。

かくて組合法案は、 その後幾變遷を經つゝも、 終に口の目を見えなかつたのであるが、この組合法流産の理由を

岸本教授が

٤ 『こゝではブルジョアジーは絕對主義よりも保守的であり、その反動性は絕對主義官僚をしてさえ瞠睹たらしめた。 ルジョアジーの反動性に求められる時、渡部教授の反論は、 またもや展開される。

さるべきではないのか? 定されているが、日本工業倶樂部は銀行などの正式に會員になりえないもので、いい得べくんば産業資本家の嬢点として把握 の反對として捉えるべきではなかららか?このことは、氏が日本工業倶樂部をさしてしばしば「資本家階級の最高本部」と規 の政策であり、岸本氏が資本家たちの反對をブルジョア一般の反對として捉えているのは、むしろ産業資本家乃至中小企業家 『こゝで絕對主義として把握されているのは浜口民政黨內閣であり、 從つてこの 過程はむしろ浜口內閣の政策こそ 獨占資本 これらのことはたとえば池田成彬や手形交換所が組合法に蟄成していることによつて立置される『

(前掲五九頁)と。

否自明であらう。 らざるをえないのではなからうか? き詰める時、 決してなく、 法に反對 即ち教授の見解は、 産業資本・中小企業の反對論が、 日本工業俱樂部の强硬な反對論。 むしろ産業資本の據点である。 一獨占資本は組合法に賛成—— 教授の主觀的意圖がどうであらうとも、これは結論としては誰の限にも正 といふ二系列から成つているものといえる。ところで、この見地をつ 獨占資本(赞成論)の政治的勢力を突破つて、組合法は流産したとな 日本工業俱樂部は「資本家階級の最高本部」(岸本教授の規定)では 池田成彬 手形交換所の言動。||産業資本・中小企業は 組

だが、 俱樂部が三井・三菱以下巨大財閥の寄附金を主要な財源と仰いだこと、 日本工業倶樂部を (獨占資本家を排除して)「産業資本の據点」とされる敦授の見解の必然的歸結である。 三井八郎右衞門等數多の財閥家長が

日本社會政策史の分析視角

四五

第七十一卷

四九

四〇

第六號

るいは癒剤 擧げるまでもなからう。それ故、 ていたことの 寧ろ「資本家階級の最高本部」とする方が、 いものでし ン 。は「生産の集中と獨占」を以てこれとなし、曰く、「生産の集中、これから生ずる獨占、 問問 K あつたことは勿論であるが、獨占資本のメル 等々。 剪 ―これらのものは金融資本の強生史と金融資本概念の内容との特徴をなしている」 野豚 俱樂部が如何に獨占資本と產業資本との利害の融和を圖り、 (三 井財閥本社理事長) 日本工業倶樂部の性格を敢て規定すべくんば、「産業資本の據点」 とい 大橋新太郎・ 遙かに正しいであらう。「倶樂部は銀行などが正式に會員 クマールをどこに取るかは極めて重要な問題である。 中島久万吉、 他 記幾多の これを代表したかは 獨占資本の代表者が 銀行と産業との融合あ (「帝國主義論」 幾多の 理 K 事 K ふよりは 事 就 例 任:

(共に大正十五年) ところで、 治警法十七條削除の代償として・「治安維持法」 勞働組合法案の流産を必然化した事情は が制定されたのみで、 對極としての「譲歩」 = 「劈働組合法」が、 (大正十四年) 何か? 絶對主義の 「勞働爭議調停法」及び「暴力行爲等取締 勞働政策の分化 常に議會で否決され續けて 緻密化 が、 方に 法

三一年と

渡部教授はこれを如何に理解されるのであらうか

たのは 如何なる歴史的事情によるか。

やそれ 日本 それは、 大正十 以 濟 前 機 風早氏も述べられる如く「直接的には一九二○年以後五箇年の經濟の推移の中に存じ、 とは 四年の自由主義的な「社會局案」に對する日本工業俱樂部の反對を轉機に、 構の矛盾の中に存する。」(風早氏前揚三五四頁)それ故獨占資本も猛烈に 叉 對 の方向を指向し、 翌春第五十一議會に若槻憲政會內閣が提出したそれ 果は組合の連合体さえ認められず、この法案通過せば反つて、 反對 政 ί 0) 府の努力も急轉直下もは だ 如きは、 の **/**‡ より根本的 組 然である。 合加 ĸ iτ

保護規定は勿論、

園体交渉權規定さえ削除してをり、

つても、 更にこの 協的 るものなりと鋭く指摘している。 やうと圖 貴族院で審議末了となつてしまつたのである。 級の意思通りに數多の勞働組合運動彈墜取締立法に更に一つを附加せんとするが如きであつた。 をさえ持つてい の高度な軍 我國ノ現狀ト勞働組合法案」の主張(これとそ、 「總同盟」とか「評議會」の如き 當時の ۲ 成立 ره 解消の第 斗爭 組合法案は決して好ましいものでなかつたことによる。そしてこれを決定化したのは、 る日 以來、 傾 ic 事力の獨占と中國その他に對する特殊な地理的便宜によつて代位、 向を强めたものであり、 本ブ おける立後れ、 步の進展を示すものであらう。 度を强めて來た金融資本の天皇制權力への部分的參劃―絕對主義天皇制のブ た。 ル ॐ ∍ 問議會で有馬賴寧氏はこの改變の点を衝いて、 ァ ジ **戰術的混乱にあつたことも否定出來ない。** ーにとつて、 謂ふまでもなくこれは、 罷業による賠償の觅債規定さえ削除して政治行動を禁壓し、 ブロ 如何に V それは、 夕り 僅少な産業負擔も耐ええなかつたこと、 當時の獨占ブルジョアジーの組合法觀の典型であつた) 昭和六年濱口民政黨內閣が第五十九議會に提出した組合法案は アートの 昭和四年の世界恐慌による打撃を戦争經濟の方向で回復し 人正十三年の獲憲三派内閣成立、 中核組織を なした聯合組合が否定さるとい これは 大正十四年 補充せんとする絕對主 Ċ 藤 *ስ* • 原銀次郎 翌十四年の「普通選 ゝる資本 n 3) だが、 ⋾ 日本 Ų× はば、 7 ٤ 氏が ブロ Ò 君主制 義天皇制にと 浴· それすらか 節 ふ逆効果 W. 求を自己 資本家階 を合す 会した Ŋ の安 7 馳

權利を放棄し、 はじまつた。 對外侵略: 此年三月に 軍 昭和十一年, 需 は三月事件、 十四年には自ら解散し、「大日本産業報國會」 イン ラ v メーデー 勞働者農民の深刻な窮乏化のなかを、 九月には滿洲事變、 禁止全國通達。 十月事件がおこり、 十二年、 總同盟は「罷業絶滅」 (昭和十五年成立) 中日 事變 ti (昭和十二年七月)、 の日までの彼の暗黑政 がこれに取つて代り、 を宣言して、 自己 へ太平 $\bar{\phi}$ 治 洋戰 戰 手で自己の 0) 附 起 取りが 4 强制 へと

日本社會政策史の分析視角

第六號

第七十一

卷

四二

四七

四三

勞働が 戰 後の階級斗争の發展をまつまで再び現實の過程に上らなかつた。 湿制: 的に展開された。 しかも「戰爭」はこれら一切を「神聖」 (昭和二十一年に成立した。 化したのである。 勞働 組. 合法問 題 は かくて、

钰 ①上杉捨彦氏著「國際勞働法史」(日本評論社刊「法律學体系」所收)による。

- 風早氏前拐害 三五七頁より引用の
- × 仰いだことを附記しておく。 前二節(第二・第三節)を通して、岸本教授「社會政策論」・大河内教授「勞呦」 (現代日本小史所收) に多くの資料を

四

實現しない。それ故、 こゝにはじめて「譲步」の要を自覺するのである。そして、 社會政策が具体化されるといふことである。そしてこの斗争の發展は、 勞資間の廣汎な階級斗爭 窮乏化からの自己解放、「疎外」された自己の奪還のための斗爭の展開・發展に他ならないといふことである。 の社會政策を具体的に展開せしめた最も基本的な要因は、 そこで明らかならしめられたことは何か? つたかは、 上我々は渡部教授の基本的見解を檢討しつゝ、日本社會政策史における政治と經濟の關連を若干考察して來た。 資本制生産の發展に伴ふ階級關係==權力關係の具体的分析の後に、はじめて明らかにされるであらう。 半封建的土地 社會政策 所有者制から不斷に流出する低廉な勞働力の原生的搾取に狂奔する盲目的人狼 は 必然的に絕對主義政治支配を不安定ならしめ、 ――例えば工場法・勞働組合法 即ち、 如何に絕對主義國家權力をその政策主体とするとはいえ、 資本制生産=蓄積の進展に照應する勞働者階級の深刻な この「譲步」が具体化しない限り、 かい 如何なる形・内容で具体化したか、 必然的に、 この「危機」回避 (矛盾の遷延) 策として 資本の剩余價値收奪を機構的に 社會政策は決して 的資本も、 しなか 日本

正しく定置されていなかつたことにある。 渡部教授の致命的欠陥は、 氏の日本社會政策史に、 それについては、 この勞資間の階級斗争の論理的 第二・第三節で具体的に檢討した。 歴史的な構造 紙敷の制約も 筢, 提、 が、

こゝでは教授の次の一句を引用するにとどめよう。 = く。

械機的に割切らんとされたのではあるまいか?』 (前掲五八頁) 階級斗爭に必然性を求められるに至つたのであるが、そのさい逆に階級斗爭に力を入れる餘り、 『岸本氏はかつて社會政策成立の必然性について、資本の「上から」の要請たる側面を強調され、 日本社會政策史を凡てこれで のち正しく自己批判

少くないのであるがそれを階級斗箏のみにて割切らんとするところに欠陷がある。』(六二頁) 『階級斗爭が決定的な力をもつことのできない場合、 具体的な政策は支配階級内部間の 軋轢その他によつて影響されることが

轉落の危機性を内包するものではなからうか? るのである。 論に關してである。 なるほど、渡部教授も社會政策が階級斗争の必然的産物なることは認められている。だが、それはあくまでも一 これは、「大河内理論」以來の惡しき誤謬 具体的な日本社會政策史に於ては、 それが若し、筆者の讀み違いでない限り。 階級斗争がそれほど決定的意味をもつていないとされてい 岸本教授によつて一應正しく克服された筈 こゝから、 Ö 岸本教授に への 般

對する 謂う迄もなく、戰前の日本の國家權力体系は、天皇制 「機械論」 的云云との批判が出たのであらうか。 人はこれをしも强辯といふ。 ・半封建的地主・獨占ブルジョ アジー の三要素から構成さ

れてい 級的同盟 制生産の 相互規定的搾取關係に依據しつゝ、 脆 (プロレタリアートのへゲモーによる)である。 天皇制 弱 性を代位 は # 補充してい 封 「建的地主的土地所有制を本來の階級的基礎としつゝも、 それ獨自の絕對主義的特質を相對的獨自的に發展せしめることによつて、 た。 それ故、 と の こゝでは、 種力体系に鋭く對決するものは、 + t 八世紀の [古典的] この地主 他ならぬ勞働 絶對主義に ブ n ジ おける 7 農 兩 民 階 資本 の階 級

0

「本社會政策史の分析視角

第六號

四三三

四九

發展の基本的發絛としての地主、プルジョア間の矛盾=敵對は、地主=ブルジョアのブロックに對決する勞農同盟 といふかたちに席を讓つていたのである。これは、とりもなほさず、特殊後進的な日本資本主義の發展構造の特質 日本社會政策史の分析視角 第七十一卷 四二四四 鄭六號

展に伴ふ、階級=|權力關係、とりわけ、政府・官僚・資本家階級の相互關係を、 と、その反映に他ならない。それ故、我々は資本主義の發展、從つて、それに照應する階級對立=斗箏の激化・發 如何に對應したかといふ視角から、發展の過程に於て變化に於て正しく把えなければ、 勞働運動の發展・昻揚にそれらが 日本社會政策史は決して真

に具体的に展開されるであらう。本稿はその爲の序論的考察である。 日本資本主義社會史、日本における階級斗爭史を、日本の政治史に絞り上げるといふ形においてのみ、はじめて眞 我々の日本社會政策史の分析は、教授の方法論の正しい批判的攝取 = 克服の上に展開される。 それは、 に具体的に分析されえないであらう。渡部教授にはこの觀点が缺除していたのである。

ついて」(大阪經大論集創刊號)を見よノ――ことを、附記しておく。 で朗らかならしめた氏の方法論は氏の多くの論稿に一貫して見られるところである――例えば「社會的政策成立の必然制に 本稿は、主として渡部教授稿「日本社會政策史に關する一考察」(本誌第七〇卷第二號)をめぐつて展開したが、そこ

(二九五二・10・10)